

中央建設業審議会総会

2020年7月20日

【事務局（西山）】 それでは、定刻より若干早いお時間でございますが、皆様おそろい
でございますので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。委員の
皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会には、委員の総数の二分の一以上の委員の皆様にご出席いただいております
ので、建設業法施行令第29条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告
申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開とされております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧につきましては、議事次第のほうに記載して
おります。不足ございませんでしょうか。もし不足がございましたら、随時お申し付けくだ
さい。

また、報道関係の皆様のご冒頭のカメラ撮りについては、議事に入るまでとさせていただ
いておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速でございますが、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長、
青木由行から御挨拶申し上げます。よろしくお願いたします。

【青木不動産・建設経済局長】 皆さん、こんにちは。国土交通省で不動産・建設経済局
長をしております青木でございます。中建審総会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上
げたいと思います。

本日、大変お忙しい中、この総会のほうにご出席を賜りまして、誠にありがとうございます
です。

まず冒頭に、令和2年7月豪雨によりまして亡くなられた方々の御冥福をお祈りすると
ともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。

また、現場では、自ら被災された方もおられるわけなんですけれども、建設業者の方々が
真っ先に現場に駆けつけていただいて、そして、これからもまだまだ先は長いと思いき
けれども、もう既に様々な救助活動、復旧活動に従事していただいております。

今年は、特に新型コロナウイルスの感染のリスクを避けつつという新しい要素も加わり
ながらということで、現場の苦労、いかばかりかと思うわけなんですけれども、国土交通省

といたしましても、様々な3密対策を含めて、力いっぱい支援をさせていただきたいと思っ
ているところでございます。引き続き、御支援よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の総会でございますが、改正事項の審議といたしまして、1つは、工期の基準案とい
うもの、それから、経営事項審査の改正事項と、この2点でございます。

特に工期の基準というものにつきましては、これは昨年の9月の総会で設置いただきま
した、工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ、これ、実はコロナの影響もあ
りまして、なかなか開催に難渋したのでございますけれども、6回にわたる議論をさせてい
ただいて、基準案を作成いただいたものでございます。

近年の工期のダンピングの問題でございますとか、あるいは、働き方改革を進める上で、
大変重要性が認識されるに至りました、この工期について、建設業法の改正を踏まえて、初
めて基準が作成されるというもので、私どもといたしましては、大変これは画期的な意義を
有するものと考えてございます。ぜひとも、本日お示しする案を基に、委員の皆様におかれ
ては、御審議賜ればと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、報告事項といたしまして、昨年改正されました建設業法の施行に向けた取組でご
いますとか、それから、新型コロナウイルス感染症への対策、そして、建設キャリアアッ
プシステムの普及・活用に向けた取組など、最近の取組状況についても御説明させていただ
ければと考えてございます。

御案内のとおり、建設業、国民の皆さんのために災害対応であるとか、あるいは、これか
らますますもって国土の強靱化のために進めていかなければならない社会資本整備、そし
て、さらにはメンテナンス、そして住宅都市開発を始めとするような民間の設備投資、こ
ういったものを支えるものが建設業でございます。こういった建設業が今後も持続可能であ
るためには、これから、もうこれは運命づけられている生産年齢人口の減少という、この課
題に立ち向かっていかなければなりません。そのためには、処遇改善、働き方改革、そして
生産性向上、この3点を1つでいいということではなくて、これをセットで進めていかな
ければいかんと私どもは思っております。今日御審議いただくのも、この流れに沿うものと思
っておりますけれども、引き続き、こういった施策、皆様方の御指導を賜りながら進めて
まいりたいと思っております。

本日も皆様の御知見を十分に頂いて、熱心な御審議賜ればということをお願いいたしま
して、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（西山）】 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、前回の開催以降に委員の交代がございましたので、新たに就任されました委員の皆様について御紹介をさせていただきます。

まず、一般社団法人全国建設業協会会長の奥村太加典委員でございます。

【奥村委員】 全健の奥村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（西山）】 続きまして、首都高速道路株式会社技術コンサルティング部技術事業企画課課長の三村啓子委員でございます。

【三村委員】 首都高速道路から参りました三村でございます。よろしく願いいたします。

【事務局（西山）】 なお、本日はあいにくの御欠席となっておりますが、慶應義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員に、新たに委員に御就任いただいておりますことを御紹介申し上げます。

また、本日は、成蹊大学経済学部経済経営学科教授、井出多加子委員、東京大学大学院工学系研究科教授、小澤一雅委員、弁護士、佐藤りえ子委員、島田市長の染谷絹代委員、山形県知事の吉村美栄子委員より、御欠席との連絡を頂戴しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りについては御遠慮願います。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、柳会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【柳会長】 それでは、お手元の議事次第に基づき、議事に入らせていただきます。

まず、議事の（１）、最近の建設業を巡る状況について、事務局より御報告をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 お手元資料１を御覧ください。最近の建設業を巡る状況についてでございます。

１枚おめくりいただきまして、まず報告事項１点目、改正建設業法に係る取組について、御報告させていただきます。

２ページ目でございます。昨年６月に成立・公布しました改正建設業法、入契法の概要でございます。

今回の政省令の改正につきまして触れますと、中段、法案の概要でございますけれども、１ポツ、建設業の働き方改革の促進ということで、（１）長時間労働の是正（工期の適正化）

ということでございます。本日御審議いただく工期基準につきましても、こちらでございませぬけれども、中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告ということで改正をいたしております。加えて、また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反した者には国土交通大臣等から勧告等を実施するというのを改正いたしてございます。

その下、(2)現場の処遇改善ということで、建設業許可の基準を見直しまして、社会保険への加入を要件化ということを改正してございます。

右上、2ポツ、建設現場の生産性向上ということで、(1)限りある人材の有効活用、若者の入職促進ということで、(i)でございませぬけれども、元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合には複数現場の兼任を容認ということで、右側のイメージ図でございませぬけれども、現場A、Bと2つある場合において、技士補という資格者をそれぞれの現場に置いた場合には、監理技術者が現場を兼任することができるという改正でございませぬ。

(ii)でございませぬけれども、下請の主任技術者に関して、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合には設置を不要化するというので、これも政令に規定してございませぬけれども、右側、二次下請B社、C社というところを、設置を不要化するという改正でございませぬ。

(2)が建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備ということで、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合の建設業者等への指示に併せて、大臣は、そういった製造業者に対して改善の勧告・命令ができる仕組みを構築してございませぬ。

その下、3ポツでございませぬけれども、経営業務管理責任者に関する規制の合理化でございませぬ。※で書いてございませぬけれども、建設業経営に関して、過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないという現行規制を見直し、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることができるということ、改正法で位置づけさせていただきます。

次のページが、施行時期でございませぬ。既に施行済みのものもございませぬけれども、今般、10月1日施行といたしまして、先ほどの許可基準の見直しや、著しく短い工期の禁止、製造業者に対する勧告等、年明け4月1日から、技術検定関係の見直しの施行を予定してございませぬ。

4ページ目が、改正に伴う政省令の改正の状況でございませぬ。

上段1ポツ、政令でございませぬけれども、これは両方とも閣議決定をしております、

10月1日、4月1日施行の予定でございます。

①が監理技術者の専任義務の緩和ということで、先ほどの技士補の関係でございますけれども、複数現場で兼務することが可能な現場数は、政令において2と位置づけてございます。

②下請負人の主任技術者の配置免除の対象となる工事でございますけれども、矢印のところ、下請代金の合計額が3,500万未満であって、鉄筋工事と型枠工事の、この2種類という形でございます。その他、技術検定の手数料見直しなどの改正も行っております。

下段が、省令でございます。現在、パブコメが終わりまして、最後の公布に向けた手続きを行っているところでございますけれども、改正内容といたしましては、(1)建設業の許可要件につきまして、改正を予定しております。

①適正な経営能力を有することということで、先ほどの役員等の要件でございますけれども、まず経験の拡大ということで、5年以上の建設業の「役員等」としていたところを、常勤役員等を補佐する者を置く場合には、「役員等に次ぐ職制上の地位」といったことを認めることとすると。

加えて、対象業種の拡大でございますけれども、これを建設業に限定せずに、5年以上の役員等の経験を認めることとするという改正でございます。

②適切な社会保険ということで、社会保険の加入ということを要件に位置づけること。関連しまして、施工体制台帳の記載事項につきましては、氏名や社会保険の加入状況等を記載事項に追加するという改正を予定しております。

5ページ目から、大きな報告事項として、施工時期の平準化に向けた取組でございます。

6ページ目を御覧ください。施工時期の平準化の必要性ということで、特に公共工事におきましては、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるために、人材、機材の効率的な活用に支障があるということで、今後、平準化によって、経営の安定化や、資機材の効率的な運用を図ることが必要ということで、中段、グラフを載せておりますけれども、24年度から29年度までのデータでございます。青色が国でございますけれども、国については、一定程度平準化が行われておりますけれども、赤色の都道府県や緑色の市区町村については、更なる平準化の推進が必要であるという課題認識を持っております。

7ページ目、8ページ目が、具体の状況でございます。各都道府県や市区町村の平準化の見える化を、今般、4月に取りまとめさせていただいております。左側、全国都道府県の平準化の状況ということで、やはり都道府県単位で見ると、ばらつきがあるということ。また、

右側、各ブロック単位で集計してございますけれども、やはりブロック単位でもばらつきがあるという状況でございます。

8 ページ目が、各自治体における取組状況で、ゼロ債務負担行為や繰越手続等、そういった取組が具体に行われているかということでございます。円グラフ、それぞれ載せておりますけれども、やはり都道府県、指定都市においては、そういった具体の取組が進んでいる一方で、人口10万人以上でございますけれども、市区レベルで見ると、まだそういった取組が進んでいないという状況が顕在化しております。

9 ページ目が、今後の加速化に向けたロードマップということで、左上でございましてけれども、先ほどの見える化結果の公表をさせていただきまして、加えて優良事例の改訂というも行わせていただきました。今後、全体としては、平準化ガイドラインの策定などを行って、推進をしていくと。

中段でございましてけれども、見える化の結果を踏まえて、個別のヒアリングをさせていただいて、取組を何も行っていないような団体を中心にフォローアップをした上で、更なる見える化の結果の公表と改善、促進ということを図っていきたいと考えてございます。

下段が、平準化率の目標ということで、全国統一指標を5月20日に設定させていただきましたけれども、ここについても、引き続きフォローアップをして、平準化を加速していきたいという取組の御紹介でございます。

10 ページ目から、新型コロナウイルス感染症対策に関する御報告でございます。

11 ページ目、政府における基本的対処方針における位置づけでございますけれども、特に4ポツ、社会の安定の維持ということで、事業継続が必要とされている社会基盤、特に河川、道路などの公物管理、公共工事というものが位置づけられているということでございます。

12 ページ目から、建設工事に関する対応の状況でございます。冒頭、先ほどの基本的対処方針における建設工事等の位置づけ。

左下、赤枠でございますけれども、そういった工事現場において感染予防対策を行う必要があるということで、一番上にありますけれども、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインというものを今年の5月に策定いたしまして、7月に熱中症リスク軽減のための取組も追加する形で改訂を行っております。

また、右側、一時中止の関係でございますけれども、オレンジ色が、公共工事における一時中止の対応ということで、そういった現場でコロナウイルスの罹患等が発生した場合に

は、受注者からの一時中止の申出があった場合において、受注者の責によらない事由によるものとして、工期変更等、適切な措置を行うということ。

下段、青色でございますが、民間工事におきましても、そういったコロナの影響によりまして工事が施工できなくなる場合については、不可抗力によるものとして、受注者から発注者に工期の延長を請求でき、受発注者が協議をするということの取扱いを周知してございます。

13 ページ目が、関連して、下請契約の適正化や前払金の関連でございます。特にこういった緊急事態宣言等を受けた中で、工事の一時中止について、下請、元下間の取引の適正化を徹底するようといった通知を行ったり、3つ目の丸でございますけれども、特に元下間の取引適正化のために、「法令遵守ガイドライン」や「駆け込みホットライン」の周知をさらに図ってございます。

14 ページ目から、感染予防対策ガイドラインについて、詳しく資料をつけさせていただいております。

まず、3ポツ、オレンジ色の部分でございますけれども、特に(3)は建設現場における具体的な対策でございます。今回のガイドラインは、そういった建設現場特有の対策に限らず、(4)のおヴィスにおける勤務時の対応、あるいは(5)通勤とか、そういった全般的なところでガイドラインを策定、周知させていただいております。

特に(3)の建設現場につきましては、次のページからいろいろ資料をつけておりますけれども、具体的な取組を各現場で導入しやすいように写真で御紹介させていただいております。

例えば、15 ページ目でございますと、例えば、作業員間の一定の距離を確保しましょうとか、その下、Web会議による打合せとか、空気洗浄機を設置しましょうと、そういった取組。

次のページでございますけれども、食事・休憩時の対応、例えば、休憩時には常時窓を開放するとか、時間差による休憩時間の分散化、そういった取組の御紹介。

次のページ、取組事例③でございますけれども、そういった工事エリアの区画を設定して、密にならないように作業をするといったこと。そういった取組の御紹介をしております。

また、取組事例④ということで、そういった現場に、特にオリジナルのポスターとかロゴを設置して、取り組んでいらっしゃる事業者の御紹介をさせていただいております。

19 ページ目が、今回、7月1日に改訂した、対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取

組事例でございます。マスク着用による取組事例ということで、マウスシールドやフェイスシールドを活用することで熱中症対策を図るということ。また、右側中段ですけれども、空調機能付きの作業服を活用したり、首掛けクーラーの活用、こういったことによって熱中症対策を行うということをガイドラインでお示しさせていただいております。

次から、コロナ関係の政府の支援策でございます。資料を4枚ほどつけてございますけれども、①が資金繰り関係ということで、いわゆるセーフティ保証であったり、緊急保証制度の適用といったことの御紹介。

次のページ、支援策②でございますけれども、紫色の税制関係の支援であったり、下、雇用関係でいわゆる雇調金の制度の御紹介。

続いて、次のページの支援策③ということで、いわゆる給付金、持続化給付金と、一人親方でも適用が受けられる、そういった支援制度の御紹介。

支援策④、最後でございますけれども、その他、生産性革命推進事業、そういった補助事業などの御紹介をさせていただいております。

24ページ目が、業界への影響調査でございます。国土交通省におきましては、建設業のみならず、いわゆる観光関連とか交通関連の調査を行っておりまして、最新の6月末時点の状況を取りまとめたものでございます。

この売上金額や受注状況、左側にグラフがございますけれども、対前年同月比で2割以上減少したという事業者については、6月、5月とほぼ同様で、全体の2割程度と。さらに、7月以降はやや改善する見込みとなっております。

また、住宅資材の遅れ、下段中央にございますけれども、16%発生しているという事業者さんはいらっしゃいますけれども、3月、4月に比べれば改善しているという状況でございまして、建設業界への影響というのは極めて限定的な状況かと認識してございます。

25ページ目から、建設キャリアアップシステムの関連でございます。

26ページ目、御覧ください。今年の3月に、赤羽国土交通大臣と建設業団体の皆様との意見交換会というものを開催させていただきました。

左側、赤羽国交大臣からの要請等の内容ということで、1点目、技能労働者の賃金水準の確保ということで、労務単価の8年引き上げ、そういった引き上げ幅は過去最小となっており、8年間続いている賃金上昇の好循環の流れが途切れないことが重要であるということ。建設業4団体が先導して、適切な水準の賃金支払いということを改めてお願いをさせていただいております。

その下段でございますけれども、建設キャリアアップシステムでございます。この3月の意見交換会において、官民施策パッケージというものを取りまとめさせていただきまして、建退共の建設キャリアアップシステムへの完全移行や、下の矢印にございますが、官民が協力して取り組む「令和5年度からの建設キャリアアップシステムのあらゆる工事での完全実施」というものの道筋について、具体性を持って描かれているというものでございます。

次のページでございますけれども、その具体のキャリアアップの官民施策パッケージがお配りしております。

中段、緑色でございますけれども、令和5年度からの「あらゆる工事での建設キャリアアップの完全実施」に向けた3つの具体策と道筋ということで、Ⅰ、建退共のキャリアアップ活用への完全移行、Ⅱ、社会保険加入確認のキャリアアップ活用の原則化、右上、Ⅲでございますけれども、国直轄での義務化モデル工事の実施と、公共工事での活用といったことを位置づけさせてございます。

また、左下、オレンジ色でございますけれども、建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現といった項目や、右側、更なる利便性・生産性向上として、情報セキュリティの強化と人材の引き抜き防止策と、そういったことを施策パッケージとして取りまとめさせていただいております。

28ページ目、工程表でございますけれども、完全実施に向けた道筋ということで、今年度から活用促進・推奨フェーズということで、建退共、作業員名簿、国直轄、地公体発注と、それぞれの取組の位置づけ。令和5年度から原則化フェーズということで、民間工事も含めて、キャリアアップへの完全移行を建退共で行いますし、国、地方、民間問わず、あらゆる工事における完全実施を目指していくという工程でございます。

次のページからは、先ほどの施策パッケージの各項目の詳細でございます。

1点目が、建退共のキャリアアップへの完全移行ということで、左側、現行、証紙の書面で行っているものを、右側、電子化方式に移行していきたいということ。

次のページ、30ページ目でございますけれども、公共工事における義務化モデル工事（試行）、今年度の取組の概要。

31ページ目が、都道府県における企業評価の導入状況ということで、現在、都道府県の約8割が導入済み、もしくは検討中という状況でございます。

32ページ目が、セキュリティ強化と人材の引き抜き防止策ということで、対策1)、令和元年度補正におきまして、そういったセキュリティの強化を講じるということ、対策2)、

引き抜き防止策として、技能者の情報、電話番号、アドレスを会社のものでよいといった、そういった運用の変更の御紹介でございます。

33 ページ目が、技能者情報の閲覧範囲ということで、引き抜き防止を図るために、情報が見られる範囲であるとか、掲載する情報の限定といったことの御紹介でございます。

34 ページ目が、マイナポータルとの連携ということで、キャリアアップとマイナポータルを連携を図っていくということで、今後、厚労省とも連携しながら、資格情報の共有化と活用ということを取り組んでいくということの御紹介でございます。

報告事項、最後でございます。35 目から、一人親方問題でございます。

36 ページ目を御覧ください。一人親方問題の現状と課題、施策の方向性ということで、1 ポツにございますように、国交省におきましては、平成24年度から社会保険加入対策を推進してございます。また、今年の10月から、改正建設業法に基づきまして、建設企業の社会保険加入を建設業許可・更新の要件として位置づけさせていただいてございます。

他方で、こういった社会保険加入対策等が進むに連れて、いわゆる労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化、いわゆる一人親方化が進む懸念もございます。特にそういった業界への聞き取りやアンケートにおいても、偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在するのではないかという課題認識を持ってございます。

今後の施策の方向性、下にございますけれども、まず一人親方に対して直接訴求する取組ということで、今年度、いろいろリーフレットを策定して、各一人親方に周知を行ってきたということでございます。

右側、②でございますけれども、今後の取組として、一人親方の実態把握と、そういった規制逃れを目的とした一人親方化対策、そういったものを議論するために、「建設業の一人親方問題に関する検討会」というものを設置して、議論していこうという取組の御紹介でございます。

37 ページ目が、その検討会において想定される論点でございます。①各職種における偽装一人親方に対する認識、②そもそも偽装一人親方とは何なのかという定義付け、③そうした偽装一人親方への対応、④処遇改善策、こういったことを議論していきましょうという論点の整理紙でございます。

最後、38 ページ目でございます。この検討会でございますが、6月15日、ある意味親会となります「社会保険推進・処遇改善連絡協議会」というところで検討会の設置を受けまして、6月25日、第1回ということで、先ほどの論点をお示しさせていただいて、今後、

2回、3回、4回と、年明け2～3月頃に中間とりまとめを行っていききたいという検討スケジュールでございます。

以上、長くなりましたが、議事（1）の報告事項、以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

【山内委員】 日本建設業連合会の山内でございます。

ただいまご説明いただきました、最近の建設業を巡る状況につきまして、新型コロナウイルス感染症対策と建設キャリアアップシステムに関する、我々、日本建設業連合会の取組状況等をご報告申し上げたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、当会では、国土交通省の「予防対策ガイドライン」を踏まえ、5月に「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定し、3つの密の回避をはじめとした、確実な感染予防対策を講じながら現場を運営しているところであります。

当会の4月末時点での調査では、約12%の現場が中断しておりましたが、最近の6月末時点では、ほぼ全ての現場が稼働しております。

1929年の世界大恐慌以来の経済打撃となりつつある昨今、経済界では、コロナ対策と経済対策の両立が課題となっております。今回の感染症拡大により、民間建設投資の落ち込みが大いに懸念されることから、大胆かつ機動的な公共投資により、国内経済の減速や景気の底割れを防止することが必要と考えております。

また、当会といたしましては、今後、公共投資が更に増えたとしても、対応できる施工余力は十分確保しておりますことを申し添えさせていただきます。

また、支援策・給付金等のマニュアルを作成し、日本建設業連合会の会員各社に周知徹底を図り、特に、今話題になっておりました一人親方、フリーランスがセーフティネットの網から漏れないよう要請しております。

次に、建設キャリアアップシステムにつきましては、3月に発表いただきました官民施策パッケージの中で、令和5年度から「あらゆる工事でのキャリアアップシステムの完全実施」が明示され、国直轄工事での義務化モデル工事実施等の具体策とともに、その道筋を示していただきましたことに感謝申し上げます。

我々、日建連では、施策パッケージの決定を受け、4月に「キャリアアップシステムの普及・活用に向けた日建連の推進方策（2020）」、また「建退共制度の完全実施の推進につ

いて」の2つの方策を定め、今年12月より、キャリアアップシステムにおいて、就業履歴を蓄積した技能者の建退共掛け金の完全支払いの試行を開始し、その完全実施についても、国土交通省の方針よりも1年前倒しで取り組み、また、全現場におけるキャリアアップシステム現場登録・カードリーダー設置の促進、キャリアアップシステム義務化モデル工事等の入札への積極的な参加にも取り組むことといたしました。

当会では、建設技能者の処遇改善、ひいては将来の担い手確保を図る上で、キャリアアップシステムの推進は重要であると考えており、今後も更なる普及促進に努めてまいりますので、国土交通省におかれましては、地方公共団体等へのモデル工事の展開による官民施策パッケージの強力な推進及び、全ての建設業団体が会員企業のキャリアアップシステム活用主体的に取り組む、オール建設業の推進体制の構築を進めていただきますようお願いを申し上げます。

私からは、以上であります。

【柳会長】 事務局のほうはいかがですか。

【高橋建設業課長】 ただいま山内委員のほうから、コロナの感染症対策の取組、またキャリアアップシステムについて御発言を頂きました。

先ほど御説明をさせていただきましたように、私どもも、コロナの感染症対策については、とにかく現場で3密対策を徹底していただく、これが大変重要だと考えております。これまでも、現場の最前線のベストプラクティスと申しますか、優良な取組を、業界のほうから御協力いただきまして、それを分かりやすく資料としてまとめることで、現場の3密対策の徹底をお願いをしてきているところがございますけれども、最近、また少し懸念されるような全体的な状況にもあるかと思っておりますので、引き続き、3密対策をしっかり徹底していただきますようお願いを申し上げていきたいと考えております。

それから、キャリアアップの関係でございます。これも委員のほうからございましたように、職人の処遇の改善を図るということ、それから、せつかくの電子のシステムなので、例えば、建退共、今まで証紙をペタペタと貼っていたようなものを、電子のポイント化にするとか、非常に活用可能性の富んだものであると思っております、現場の生産性向上を図っていく上でも、切り札になるものだと考えております。

官民施策パッケージでお示しさせていただいたように、国のほうでも、直轄での義務化モデル工事と、そうしたものも進めておりますし、また公共団体の御協力をまた一層お願いしていく、また業界挙げての取組にしていくということにつきまして、私どももさらに頑張っ

ていきたいと考えております。

【柳会長】 ほかに御発言ございませんでしょうか。どうぞ。

【勝野委員】 ありがとうございます。全建総連の勝野と申します。私も、コロナの関係で2点ほど発言をさせていただきたいと思います。

資料のページで言うと、多分12ページあたりになるかと思いますが、1つは、コロナの関係で、工期について受発注間での協議・合意が必要となるわけでありまして、直轄工事の場合は、国交省の通知で、受注者から一時中止等の申出があった場合においてというふうに、受注者から中断を申し出ることを想定しているわけでありまして、通常、受発注間、元下間においては、受注者から申し出るというのは、契約関係上、非常に難しい側面も考慮されますので、例えば、国の直轄工事においては、コロナにより現場施工、工期に影響を与えると判断される場合については、発注者から工期変更の申出を行うということで、公共発注者としての範を示すべきではないかと思っております。それが1点です。

もう一つは、建設現場でもコロナの感染者の発生が幾つか散見されるわけでありまして、外の現場でも感染者が発生するというふうに、改めて認識をしているところであります。資料にもありますとおり、感染予防対策として、様々な事例紹介やガイドライン等を示していただいているわけでありまして、こうした現場で感染者、クラスターが発生した場合、そうした事例、どういった経過で、何が不十分だったのかという点について、しっかりと事例研究、事例分析をしていただいて、それをほかの現場に対する注意を促す教訓なり材料としていただく、ガイドラインの見直しも行っていただくというふうなことが必要ではないのかなと思っております。よろしく願いいたします。

【柳会長】 どうぞ。

【高橋建設業課長】 今、勝野委員から、コロナの感染予防対策の関係で御指摘を賜りました。

まず、工事の一時中止の関係でございます。公共約款なんかでは、もちろん公共工事の場合には、発注者のほうでそもそも工期の中止とか、そうした判断ができるというような原則があって、その上で、コロナについては、こうした受注者からの申出も受けて検討もするというようなことで、ある意味、申出ができるというような、そういう+の部分の部分を制度的に織り込んでいくというような意図でやっておりますが。

ただ、御指摘のように、もちろん工事の状況を最も分かっているのは発注者だということもございますし、また、今回、2月、3月以降のところでも、発注者から受注者のほうに声

をかけて、実際どうなんだと、ちょっと危惧があるものは一時中止をすると、そんなような取扱いもやってきておるところでもございますので、そこは御指摘も踏まえて、しっかりと運用できるようにしていきたいと考えております。

それから、今御指摘いただきました、これまでもガイドラインも改訂もして、取引事例集も2回改訂しております、私どもも、これはもうコロナの状況も刻々と変わっておりますし、また、感染対策を講じる手法もどんどん進化もしているかと思っておりますので、不断に見直していくべきものだと考えております。

特に、多数発生しているような事案について、得られる知見があれば、それを横展開していくというのは大変重要な視点だと思いますので、御指摘も踏まえて、私どもとしても、しっかりと対応していきたいと考えております。

【柳会長】 それでは、続きまして、議事（2）の工期に関する基準（案）について、事務局より御説明をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 審議事項といたしまして、工期に関する基準（案）について御説明申し上げます。

お手元資料の2関連で、資料2-1、2-2、2-3とつけさせていただきます。資料2-2と2-3が本文でございます、工期ワーキングにおいて御議論いただいて、とりまとめ（案）ということで、資料2-2と2-3を御用意させていただきます。今回の場では、本文の抜粋といたしまして、資料2-1に基づいて御説明をさせていただきます。

資料2-1、1枚おめくりください。1ページ目でございます。中建審のワーキングにおける検討状況でございますけれども、適正な工期による請負契約の締結を促すためということで、昨年9月に中建審においてお認めいただきましたワーキンググループを設置いたしまして、昨年11月から基準の検討を開始いたしまして、今年6月の第6回までワーキングで御議論、基準案のとりまとめを行っていただいたという経緯でございます。

2ページ目、御覧ください。この工期に関する基準（案）の概要でございます。まず、本基準の位置づけですけれども、これも中建審で9月に御議論いただいた中身でございますが、適正な工期の設定や見積りに当たって発注者及び受注者（下請負人も含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事の適正な工期を確保するための基準であるという、基準の性質でございます。

この基準（案）の構成でございますけれども、第1章から第6章までの構成になってございます。

まず第1章、総論ということで、背景、建設工事の特徴、(3)の工期に関する基本的な考え方、(4)基準の趣旨、適用範囲等々が総論でございます。

第2章は、まず工期全般にわたって考慮すべき事項ということで、自然要因、休日・法定外労働時間といった、そういった全般にわたって考慮すべき事項。

右側、第3章でございますが、工程別に考慮すべき事項ということで、準備段階、施工段階、後片付けと、それぞれの工程別に考慮すべき事項。

第4章が、分野別に考慮すべき事項ということで、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスといった分野別の考慮事項。

第5章でございますけれども、これは働き方改革、生産性向上に向けた取引ということで、こういった適正な工期を確保するに当たって、そういった優良事例についても各現場で導入していただくということで、優良事例の取りまとめを行ってございます。

最後、第6章でございますけれども、その他ということで、今回、改正法に基づく著しく短い工期と疑われる場合の対応や、今般のコロナウイルス感染症対策を踏まえた工期の設定の在り方、また基準の見直しということで、全体の構成の概要でございます。

次のページから詳細でございます。まず、第1章の詳細でございます。まず第1章でございますけれども、この基準を作成した背景とか建設工事の特徴等々についてまとめてございます。

第1章の(2)でございますが、建設工事の特徴ということで、(i)多様な関係者の関与ということで、建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約において適正な工期が確保されるよう、全工程を通じて適切に設定することが求められる。多様な関係者間で適切に設定されることが重要であるということ。

(ii)でございますが、一品受注生産ということで、そういった供与の目的に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産されるということや、例えば、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって施工方法に影響を受けるということで、追加工事、設計変更等が発生する場合があるという一品受注生産の特徴。

3つ目、工期とコストの密接な関係ということで、品質・工期・コストの3つの要素がそれぞれ密接に関係しているということで、ある要素を決定すると、他の要素との関係性も考慮しなければならないと。こういった建設工事の特徴ということを取りまとめてございます。

(3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方ということで、1つ目、公共・民間に

共通する考え方として、建設業法に基づく規定でございますけれども、受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないということ。

特に（ii）は公共工事の関係でございますけれども、品確法や入契法において、公共工事独自のルールが定められているということ。特に、元請人は、工事を円滑に完成するため、関連工事との調整を図り、工期の変更等が生じる場合には、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更するといったこと。

3つ目、下請取引でございますけれども、特に、前工程で工程遅延が発生した場合などに、後工程がしわ寄せを受けることのないように、元下間で協議・合意した上で、工期や請負代金の変更をするといったことの留意事項を記載してございます。

（4）本基準の趣旨でございますけれども、冒頭の繰り返しになりますが、適正な工期の設定や見積りに当たって発注者及び受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項の集合体であって、建設工事において適正な工期を確保するための基準ということを整理してございます。

（5）が適用範囲でございます。まず、この基準の対象といたしまして、公共・民間問わず、発注者及び受注者（下請負人を含む）を含む、あらゆる建設工事が対象であるということ。この基準における工期というのは、建設工事の着工から竣工までの期間ということで整理してございます。下の概念図がございまして、元請等の受けている着工、竣工のみならず、下の赤字でございまして元下間の工期における契約A、B、Cといった、A、B、Cそれぞれが工期という概念で位置づけられるというものの整理でございます。

（6）受発注者の責務ということで、公共、民間問わず、適正な工期を設定できるように、当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性があるということで、具体的な責務について記載してございます。

4ページ目、第2章の詳細でございます。工期全般にわたって考慮すべき事項ということで記載してございます。

（1）自然要因ということで、降雨日や降雪日についての要因。

（2）祝日・法定外労働時間ということで、特にワーキングでも御議論が多かった点でございまして。週休2日（4週8休）を全ての建設現場に定着させていくために、建設業界が一丸となった意識改革が必要であろうということ。そういった価値観の転換のために、4週8閉所の取組は有効な手段の一つであるということ。また、交代勤務制による建設業の担い

手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保、これも有効な手段の一つと考えられる。

ただしということで、必ずしも4週8閉所が適当とは限らない工事、例えば、道路工事とか、必ずしも閉所がなじまないといった工事もあるということに留意が必要であるということ。

（3）イベント、年末年始とか、夏季休暇、ゴールデンウィーク、そういった不稼働日に対する留意が必要だということ。

（4）制約条件ということで、立地制限や周囲への振動、騒音、そういった留意事項。

（5）契約方式でございます。契約方式によって、受注者、受注の候補者を含みますけれども、施工段階より前に工期設定に関与する場合があります。そういった場合には、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要であるということ。

続いて、分離発注の場合でございますけれども、発注者が分離発注した場合に、個々の工事の工程の調整等も含めて、適正な工期を設定するとともに、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止の取組を行う必要があるということ。

（6）関係者との調整ということで、電力・ガス等の占用企業者等との調整。

（7）行政への申請ということで、交通監理者とか道路管理者等に要する手続の考慮事項。

（8）労働・安全衛生ということで、労働安全法令を遵守するために、労働者の安全確保のための十分な工期を設定する必要があるということ。そういった労働者の安全、健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要ということの考慮事項でございます。

（9）工期変更でございます。当初契約どおり工期の竣工ができない場合の対応でございますけれども、工期の延長等を含め、契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意した上で施工を進めるということ。

特に、工期変更等に伴う工期の延長とか工程遅延が生じたにもかかわらず、工期の延長ができない場合に、後工程の作業が短時間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で請負代金の額の変更等、適切な変更契約の締結が必要であるということの考慮事項を記載してございます。

次のページが、第3章、第4章でございます。

まず第3章、工程別の考慮事項ということで、まず（1）準備段階でございます。資機材の調達や人材の確保ということで、資機材の流通状況や職種・地域による人材不足等があるために、必要に応じて、そういった調達に要する時間をしっかり考慮する必要があるという

こと。あるいは、資機材の管理や周辺設備ということで、そういった保管場所とか仮置き場所の設置、あるいは宿泊施設の手配、そういったことにかかる時間を考慮する必要があるということ。

(2) が施工でございます。それぞれワーキングで専門的な御意見を賜りました。基礎工事、土工事、躯体工事、それぞれの現場で、これまでの知見、経験上留意すべき事項ということを具体的に御提案いただいて、取りまとめさせていただいてございます。

(3) 後片付けでございます。完了検査ということで、自主・消防・観光庁等の完了検査に要する時間とか、引き渡し前の後片付け、清掃等の期間をしっかりと考慮する必要があるということでございます。

第4章、分野別に考慮すべき事項ということで、住宅・不動産分野における新築、回収、再開発事業、鉄道分野の新線建設や連続立体交差事業等の工事、あるいは電力における発電、送電といった分野や、ガスにおける新設、改修と、それぞれの留意事項について御意見いただいて、取りまとめているところでございます。

最後、6ページ目でございます。第5章と第6章の関係でございます。

第5章、取組事例でございます。こういった建設業の働き方改革、生産性向上に当たって、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、創意工夫を行っていくことも重要であるということで、これまで国交省において「週休2日達成に向けた取引の好事例集」というものも取りまとめてございまして、その中から優良事例を別紙として取りまとめてございます。

お手元資料、飛びますけれども、資料2-3を御覧ください。縦紙でございます。第5章の参考事例集ということでつけさせていただいてございます。いろいろございますが、例えば、働き方改革に向けた意識改革ということで、そういった意識改革を行うための横断幕の設置とか、休憩所の充実とか、そういった事例。

あるいは、おめくりいただきまして、2ページ目、下のほうですけれども、休暇を取りやすいように、勤務計画表を作って場内に掲示をしたり、3ページ目に、休暇取得予定表というものも作成して、しっかりと休暇を取っていくという優良事例。

あるいは、5ページ目に飛びますけれども、そういった先端技術を活用した施工方法の工夫ということで、高速溶接技術やデジタルX線検査システムとか、そういった技術を取り入れた施工の工夫と。そういったことを優良事例集としてまとめさせていただいて、適正な工期を確保するに当たっての創意工夫の参考にしていただきたいということで、第5章を取

りまとめてございます。

また資料2-1にお戻りいただきまして、最後、第6章でございます。

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応ということで、実際、こういった改正法に基づいて、著しく短い場合は勧告の対象になりますけれども、そういった疑義情報は、駆け込みホットラインというものが設置されてございます。締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考える場合には、発注者、元請、下請問わずに、適宜相談することが可能であるということ。

仮に著しく短い工期と判断された場合には、許可行政庁から勧告を行うことができるという事を記載してございます。

(2) コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定ということで、これまでも「三つの密」回避といったことのガイドライン作成・周知を行ってきたということ。

あるいは、その中で、例えば、感染症の拡大防止措置の取組に当たって、入室制限に伴うに伴う作業効率の低下とか、そういった工期の延長等々、経費増等が見込まれる場合もあるということで、しっかり受注者間、元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な契約変更を締結する必要があるということ。

特に、右上でございませけれども、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程での工程遅延が発生した場合に、適切な工期を確保できなくなった場合に、元下間で協議・合意の上で、必要に応じて工期の延長を実施するということを記載してございます。

最後、(3) 基準の見直しということで、基準の運用状況を注視しながら、その運用状況を踏まえながら、適宜、見直し等の措置を講じるということ。特に、今後の長時間労働の是正の取組や、i-Constructionといった生産性向上の技術的な開発、あるいは、今般のコロナウイルス感染症防止に向けた取組状況など、不断に注視する必要があるので、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要であるということを最後に記載してございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございます。

ただいま、工期に関する基準(案)について御説明いただきましたが、御質問、あるいは御意見ございましたら発言をお願いします。

【山内委員】 日本建設業連合会の山内でございます。

ただいま御説明いただきました「工期に関する基準」につきましては、コロナ禍の中、非常に短期間で案をまとめていただき、ワーキンググループの皆様をはじめ、関係各位の御尽

力に感謝申し上げます。

当会では、担い手確保の一環として、「週休二日の定着を中心とする長時間労働の是正」を今年度の二大事業の一つとして掲げ、会員企業を挙げて全力で取り組んでおります。

本年10月に施行予定の改正建設業法において、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されることは、週休二日の普及、長時間労働の是正や働き方改革を推進する上で、また令和6年度から適用される時間外労働の上限規制に対応する上でも、大きな意義があると考えております。

今後、大変厳しい経済情勢のもと、コストのダンピングのみならず、工期のダンピングに走り、自らの首を自ら絞めることのないよう、また、改正建設業法のもとで、発注者をはじめ、関係する皆様方の適正な工期に向けた取組に合わせて、下請負人に短い工期によるしわ寄せが及ぶことのないよう取り組んでまいり所存でございます。

私からは、以上でございます。

【柳会長】 どうぞ。

【後藤委員】 日本電設工業協会の後藤でございます。

工期に関する基準の検討に当たりましては、ワーキンググループに当協会から委員として参加させていただくとともに、私どもの意見を多く取り上げていただき、基準に具体的に反映していただいたこと、先ほど冒頭に青木局長が画期的なことと言われましたが、まさにそのとおりでございまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

特に、全体工程の遅れは、私どもが受け持つ設備工事に、工期の逼迫や経費の増大等のしわ寄せを生じさせる原因となっておりますが、このしわ寄せを防止する対策について、様々な観点から丁寧に取り上げていただきまして、契約当事者間の協議による工期の変更や請負金額の変更等に言及していただきましたこと、さらに、工期の設定に関しては、受電時期及び設備の総合試験調整に必要な期間を考慮し、概成工期を設定することが望ましい旨を、第2章の工期全般にわたって考慮すべき事項の中に記述していただきました。

以上2点については、電気設備工事における適正な工期、工程管理の確保に大きく寄与し、ひいては、電気設備の安全・安心にもつながるものと考えております。今後、この基準が広く有益に運用されるためにも、国交省発注の公共工事のみならず、他省庁や地方公共団体発注の工事や民間工事まで含めて、今回の工期に関する基準の考え方をぜひ普及・浸透させていただきたいこと、また、工期設定に関して生じた問題について、発注者と受注者等、契約当事者が対等の立場で協議できる環境を一層整備していただきたいことをお願いしたいと

存じます。

以上、お礼の言葉に加えまして、一言お願いをさせていただきました。どうかよろしくお願いいいたします。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【宮本委員】 日本建設業連合会の副会長をしております宮本でございます。

このたび、この案をまとめていただき、大変感謝をしているところでございます。

また、私ども、日本建設業連合会では、毎年、各地方整備局をはじめ、公共発注機関の皆様との意見交換会を各地域で行っております。その中でも、週休二日実現のための最も重要な要素の一つとして、適正な工期設定と工程管理について、数年来議論を重ねてまいりました。その点について、国土交通省様におかれましては、様々に基幹決定をしていただきまして、取組が進んでいるところであります。

そのような中で、今般、建設業法の改正に伴い、工期に関する基準が決められることになったということは、これからいろんな事柄が前向きに進んでいくということだろうと思えます。なおかつ、適正な工期を守ることが受発注者の責務として、官民を問わず、全ての建設業において求めるということになったということが素晴らしいことであると、評価しているところであります。

国のほうでの施策は進んでいますけれども、各地方自治体での取組はまだ今一步ということがありますので、その辺りの御指導をお願いすると同時に、民間工事につきましても、適正工期の確保ということに対して実効性が上がるような御指導をお願いできれば思っているところであります。

一方で、最初の青木局長のお話にもございました工期ダンピングという話については、私ども、心を戒めて、きちんとしていかなければいけないというところでありまして、そういったことに対して、発注者の方々といろいろな交渉をしていく上で、この工期に関する基準が定められるということは、抛り所となるところできたということでありまして、私どもとしては大変心強く思っているところでございます。

ぜひ、今後ともよろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

【柳会長】 谷澤委員、どうぞ。

【谷澤委員】 三菱地所の谷澤でございます。

各委員から御意見もあったんですけども、まず、この会で以前ワーキングをつくるときに、メンバーの設定ですとかバランスについてお願いした経緯がございます。それを踏まえ

て、非常にバランスの取れたメンバー、かつ、コロナの中で6回のワーキングを重ねていただいて取りまとめていただいたということで、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今御説明いただきました内容について、全く異論はございません。特に、2-2の資料の中の38ページのところに、住宅・不動産分野というところで特に書いてございますけれども、まさにここに書いてある内容のとおりで思っておりますので、改めて、全く異議がないということをお願いしたいと思います。

2-1の中の資料で、少し例示ですけれども、契約方式の中に、(5)のところですか、受注者が施工段階より前に工期設定に関与する可能性がある云々というくだりもございます。これは、まさにこういうケースがよくあるというふうに我々は考えておまして、この趣旨は、受注者側のいわゆるプロとしての期待と申しますか、そういったものを期待するところは非常に大きいということでございますので、よりよい工法、あるいは工期もそうだと思います。生産性の向上、こういったところを、双方対等の立場で議論をして、対等の立場で工事請負契約を締結するということが基本だと考えておりますので、繰り返しになりますが、今回の内容については全く異論はございません。

ありがとうございました。

【柳会長】 どうぞ。

【土志田委員】 全国中小建設業協会でございます。

我々、中小の建設業の集まりでございまして、そういう中で、本日議題に上がっております適正な工期と平準化、これが我々の生命線になってくることは間違いございませんので、これを本当に取り上げていただいて、短期間でおまとめいただいたことに感謝を申し上げます。

1つお願いでございますが、先ほど日建連さんからも出ましたが、コロナの景気対策の一環として、また、それに合わせた防災対策ということで、ぜひとも公共事業費の拡大をぜひお願いしたいと、かように思っております。

それと、地方自治体への指導の強化をひとつお願い申し上げたいと存じます。

どうもありがとうございました。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

【奥村委員】 全国建設業協会、奥村でございます。

短期間に適正な工期ということで検討を進めていただきましたこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

先ほど来、他の協会さんのほうからも出ておりましたが、この工期をぜひぜひ都道府県、また市町村、そちらのほうに早く浸透させていただきたいと思います。私ども、全国建設業協会の会員企業の多くは、直轄工事よりも都道府県工事、また市町村工事をそのなりわいの対象といたしておりますので、その浸透を早めていただきますように、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

【大西委員】 JR東日本の大西と申します。鉄道会社という立場で、参加させていただいております。

今回、ワーキングを通じて、本当に先ほど来、他の委員の方々からお話ありますが、工期に関する基準が策定されました。これは、著しく短い工期設定の抑止力としても大変大きな意味があると思います。本当に短期間でおまとめいただいたことに敬意を表しますし、感謝申し上げたいと思います。

私どももワーキングの中に入りまして、鉄道工事の特異性などを申し上げまして、分野別に考慮すべきところにも記載していただき、大変感謝しております。

これをもって、受発注者間で工期に関する話をする場合の、共通の土台ができました。今後、受発注者双方が非常にいい協議ができるものと思っております。

1つ申し上げたいのは、第5章でも触れていただきました、今後、特に大事だと思っているのは、生産性向上でございます。これについては受発注者が協力して、生産性向上に努めていくということが、重要であると思っております。また関係の皆様、国交省様の御支援、御指導いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

【三村委員】 首都高速道路の三村です。

5章とその参考事例について、お願いがございます。実際、こちらの取組についての参考事例は、大変勉強になる資料だと思っております。拝見すると、順次どんどん追加されているものと思うんですけども、これを拝見して、すぐに現場で社員が、うちでもやれるというふうに持っていけるものと、もうちょっと細かいところが知りたいなと思うものが両方ございまして、できれば、もうちょっと知りたいと思ったときに、問合せができる仕掛けをつけていただければと思います。

例えば、もしホームページでこの事例集がこのままPDFで出してしまうと、連絡先が調べようがないとかということもございますので、そういうのを載せていただくとか、各事例の

ところで、受注者とか発注者とかしか今記載されていないものを、もし可能であれば、もう少し細かく書いていただくとか、あるいは、もしもうちょっとできるのであれば、問合せ先とかを書いていただくとかしていただいて、やりたいと思った監督者の気持ちがあまく実行につながるような仕掛けをしていただければと思います。

以上です。

【柳会長】 それでは、よろしいでしょうか。

この基準（案）については、むしろ皆さんからいい案だと感謝が多いということで、ほとんどそれでございますので、本日の総会において案のとおり了承されたものとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【柳会長】 それでは、了承されました。

別途、自治体、民間への指導とか、公共事業を増やせとか、意見がございましたので、よろしくをお願いします。

続きまして、議事（3）の経営事項審査の改正について、事務局より説明をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 続きまして、資料3、経営事項審査の審査基準の改正について御説明申し上げます。

資料3、おめくりいただきまして、まず経営事項審査の概要ということで、おさらいでございますが、経営事項審査というのが公共事業においてどういう位置づけかということでございますけれども、中段左側に、まず建設業の許可を取得していただいて、5年ごとの更新をいただく。その次に、公共工事の元請事業者につきましては、経営事項審査というのを決算期ごとに審査をいただく。その次、発注者ごとに競争参加資格審査を受けていただいて、工事ごとに入札参加条件を踏まえて落札者が契約をする。その中の経営事項審査であるということでございます。

3ページ目でございます。経営事項審査の審査項目でございますけれども、経営規模、経営状況等ございますが、今回お諮りしますのが、まず1点目が技術力のZの①ということで、技術職員数の関係、2点目が、その他審査項目Wの①労働福祉の状況、この2点についてお諮りしたいと考えてございます。

4ページ目、御覧ください。技術力（Z₁）の改正でございます。

5ページ目でございます。「監理技術者を補佐する者」ということで、冒頭の報告事項で御説明申し上げました技士補の取扱いでございます。右側、改正後でございますけれども、

下の概念図を御覧ください。技士補という資格を取得した者をそれぞれ現場に置いた場合には、監理技術者が2現場まで兼務をすることが可能であるという改正でございます。今回お諮りするのが、この技士補の点数をどうするかということでございます。

6ページ目を御覧ください。この技士補、監理技術者を補佐する資格を有する者というのは、「主任技術者となる資格」を有する者であって、「1級技士補」という、1級の技術検定に合格した者でございます。よって、少なくとも主任技術者となる資格を有していて、1級の技術検定に合格した者ということですので、主任技術者相当（最大3点になりますけれども）より上位であって、監理技術者（これは5点になりますけれども）よりも下であると。よって、3点と5点の間の4点を付すことが適当かと考えておりますので、こちらを御審議いただきたいというのが1点目でございます。

2点目、その他（社会性等）（W₁）の改正でございます。

8ページ目を御覧ください。労働福祉の状況関係でございますけれども、まず現行は、W₁の審査において、法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している企業を経審の加点としております。そのチェックとしては2点ございまして、そういった補償制度を提供する主体と、評価対象となる補償制度の要件と、この2点をチェックした上で、加点対象か否かを判断してございます。

まず下段、補償制度の要件でございますけれども、当該任意の保険商品が、まず①、直接の使用関係にある職員だけではなくて、下請負人の直接使用関係にある職員をも対象とするという保険であること。②、原則として、障害等級1級から7級まで等々の災害全てを対象とするものであると。そういった保険商品の要件を確認しております。

今般の改正事項は、冒頭の提供者の関係でございます。今、赤、緑、青と色分けしてございますけれども、現行、告示で、赤字の全日本火災共済協同組合連合会という団体名を固有名詞で規定しておりますが、今般、他の協同組合法に基づきまして、下段のそういった保険商品の要件を満たす保険商品を提供し契約している事例がございます。よって、今般の改正案でございますけれども、一番下、赤字で書いてございますように、現行の「全日本火災共済協同組合連合会」という固有名詞から、「中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者」というふうに、主体の記載を変更したいと考えてございます。

参考といたしまして、9ページ目、10ページ目をつけてございますけれども、まず9ページ目でございます。下段、青枠で保険業を営むことができる者と記載しておりますけれども、左下、いわゆる保険会社（日本生命さんとか損保ジャパンさん）、これは告示上も保険

会社と記載してございます。そのすぐ右上でございますけれども、赤字で書いてありますように、中小企業等協同組合法に基づく共済ということで、現行、全日本火災さんに加えて、今、現状で、中小企業福祉共済協同組合連合会という主体が、そういった要件を満たす保険商品を提供し、建設業界に提供しているという実態がございますので、今般、個別の連合会の固有名詞を規定する形ではなくて、個別の協同組合法に基づく共済というのを位置づけたいというものでございます。

10ページ目も御参考でございますけれども、こういった組合法に基づく共済というのは、個別法に基づいて、しっかりチェックが行われているという、適格性にも問題がないと我々は考えてございますので、組合法に基づく共済という形で経審の対象法人の書きぶりを変えたいということが、改正事項の2点目でございます。

事務局からは、以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございます。

ただいまの改正案の説明について、御意見、御質問がございましたら発言をお願いします。

【岸上委員】 岸上でございます。

このたび豪雨で被害にみまわれました皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染の影響が続く中、災害復旧の対応に当たられています関係者の皆様に敬意を表したいと思います。

御提案は慎重に検討されたものと理解しておりまして、異論ございません。しかしながら、経営事項審査の項目について、1点お願いがございます。

私は会計士でございまして、現在、その立場から、WWF ジャパンという環境保全団体の理事もしております。また、最近、企業でも、ESGへの取組が非常に強く意識されるようになってきておりまして、本日は、その観点からお願いを申し上げたいということでございます。

端的に申し上げますと、経営審査事項のその他の審査事項Wに、今、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況ということで、ISO 14001号の規格により登録されている企業の環境への配慮ということで、加点の配慮がされていると思いますが、より具体的に気候変動への取組といった項目を取り上げる議論をしていただけないかというお願いでございます。

報道でも見られますとおり、気候変動への対応は、今、社会的に大きな議論になっている状況かと思えます。また、本日の資料4にありますとおり、近年、気候変動の影響は、台風、

洪水など、我が国でも目に見えてきておりまして、ここ何年か続いている豪雨災害など、国土交通省様におかれましては、大きな影響があると理解しております。

最近では、7月8日に農林水産省と共同で設置されました、気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会により、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が取りまとめられて、公表されております。

また、従前より、適応計画に基づきまして、自然災害分野、水資源・水環境分野、国民生活・都市生活分野、産業・経済活動分野、基盤的取組などの取組が行われていると理解しております。

皆様御案内のとおり、気候変動の対応には、緩和と適応がございます。国土交通省では、平成29年に一部改定ということで、「環境行動計画」が策定されておりまして、低炭素な都市づくり等、緩和にも取り組まれている状況だと理解しております。

しかしながら、最近の動き、例えば、国土交通省気候変動適応計画の7月8日の提言とか、平成29年のその他審査項目Wの中に防災活動への貢献を取り込んでいくといったような取組は、どちらかと言えば、適応に属するものではないかと理解いたします。

一方、近年、特に企業では、大企業も中小企業も、気候変動に配慮した企業活動に注目が集まっている状況で、実際に努力されている会社も多いと理解しております。こちらは緩和に資するものだと理解しております。ですので、公共工事を受注しようとする企業の審査に当たっても、こうした取組をもっと評価すべきではないかと考えております。

大企業につきましては、海外でも通用するS B T (Science Based Target) に取り組まれている企業も多くなってきておりますし、中堅・中小規模の会社に対しては、I S O以外にも環境省が進め、平成30年に閣議決定された環境基本計画の中でも言及されております「エコアクション21」というような取組もありまして、その中で、CO₂は必ず把握すべき項目となっているかと思えます。

そこで、今後、その他審査項目ということで、気候変動への取組といった項目を取り上げていただくことにつきまして、御検討をお願いしたいと思います。そのことによって、環境行動計画の緩和策や、国土交通省気候変動適応計画に基づく適応の取組とも整合的になるのではないかと考えております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

【藤井建設業政策企画官】 先ほど頂いた御意見についてですけれども、貴重な御意見あ

りがとうございます。

御指摘のとおり、気候変動に対する取組というのは、我々、国交省としても非常に重要だと思っております、御紹介いただいたとおり、ISO14001については、現行、位置づけはさせていただいております。

今後の対応につきましては、まず客観的に当該法人を評価する仕組みでございますので、そういった気候変動に取り組んでいることを客観的にどう担保できる仕組みがあるのかということも、我々、勉強させていただいた上で、公共工事の受注者として、どの程度加点すべきかと、加点のボリュームなどもありますので、頂いた御意見をもとに検討させていただきたいと思います。

【柳会長】 今のお話は、これを改正しろということではなくて、別途改正案を検討する際に、より加味をしながら審査をしてくださいという、そういう意味ですか。

【岸上委員】 私の理解では、現行の加点項目で一部取り入れられているところがありますが、今後、今回の審議の審査事項には関連しない項目ですが、何か加点して評価していただくような仕組みを御配慮いただけないかというお願いでございます。

【柳会長】 配慮でいいですね。

【藤井建設業政策企画官】 こちら、事務局で。

これを加点する際には、中建審の総会に改正案ということでお諮りをさせていただいて、どう取り扱うかというのを改めて御議論いただくことになろうかと思えます。

【柳会長】 それでは、ただいまの経営事項審査の改正について、本日の総会において案のとおり了承されたものと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 では、今、委員の御意見がございましたので、改めて審査基準の改正案を検討する際は加味していただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、議事(4)の災害対応について、事務局より御報告をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 資料4、災害対応についてでございます。

1 ページ目、令和2年7月豪雨災害ということで、今般の災害の状況でございます。

2 ページ目、御覧ください。浸水状況でございます。若干地図は見にくいかもしれませんが、左側中央、九州地方におきまして、球磨川の決壊等々の被害に加えまして、例えば、中国地方における江の川の氾濫、四国地方の吉野川、加えて東北中部においてもそういった災害が発生しているという状況でございます。

また、3ページ目、御覧ください。その災害と対応状況でございますけれども、土砂災害の発生件数といたしましては、これは17日7時時点の数字でございますけれども、全国で506件、33府県197市町村において土砂災害が発生しているという状況でございます。全国各地で、そういった復旧作業を行っているという写真の御紹介でございます。

4ページ目、御覧ください。国交省から派遣されます緊急災害対策派遣隊の活動状況でございます。熊本県内でございますけれども、被災状況の調査を行った上で、そういった復旧工事に当たっているということで、写真にありますように、被災調査の要請を受けまして被災状況調査を行い、被害の報告や、それを踏まえて災害査定に活用するというのを、国のTEC-FORCEというものが活動している状況の御紹介でございます。

5ページ目、今般の令和2年7月豪雨に係る災害復旧工事の取扱いということで、累次にわたり通知文を發出してございます。

例えば、入札契約の関係でございますけれども、緊急度が高い復旧工事については、随意契約を活用するということや、入札契約において、手続の簡素化・迅速化を行うといったこと、あるいは、左下、設計・積算でございますけれども、適切な予定価格の設定する、適切な代金の支払いを行うといったことの通知。

あるいは、右上、施工段階でございますけれども、通常の工事で豪雨災害により施工できなくなった工事について、一時中止を指示するといったこと、あるいは、前払金の適切な実施といったこと、あるいは、右下、許可等の期限の延長ということで、許可の5年の要件とか、監理技術者の資格者証の期限を、今般は12月28日まで延長されると、そういった取扱いについて、関係団体等を含めて通知を行っているというものでございます。

6ページ目、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトということでございます。

7ページ目、御覧ください。激甚化・頻発化する水災害、切迫化する地震災害ということで、中央に書いてございますように、特に日本は河川が急勾配であって、ゼロメートル地帯が広域にわたり存在するということ、あるいは、下段、地震の関係でございますが、南海トラフ、首都直下型地震の発生確率が、それぞれ今後30年以内で70%と想定されているということを受けまして、国交省におきまして、こういった地震災害と水災害のそれぞれ本部を発展的に統合する形で、防災・減災本部というのを今年1月に設置いたしました。その中での議論を受けて、今後の取組の方針というものをまとめていったものが8ページ目以降でございます。

まず、防災・減災が主流となる社会ということで、防災・減災の主流化という言葉が、国

連の国際防災戦略のガイドラインにも用いられておりまして、中段、「防災・減災」が主流となる社会ということで、行政機関、民間企業、国民一人ひとりが、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会ということで、今後の取組について議論しております。

具体的な取組について、防災・減災本部におきまして、具体的な施策を取りまとめたものが、次の9ページ目でございます。主要施策一覧ということで、1ポツから10ポツまで10個の主要施策を取りまとめてございます。

今後、これらの取組について、実証して、適宜フォローアップを行うということございまして、次のページから、それぞれの1施策について、1枚ずつ参考としてつけさせていただいております。

特に建設業関係で申し上げますと、16ページ目、7ポツを御覧ください。インフラ老朽化対策や地域防災力の強化ということで、右下のほうでございますけれども、防災・減災を支える担い手の確保・育成ということで、建設業の担い手確保・育成のために、技能者の処遇改善を図る建設キャリアアップシステムについて、直轄での義務化モデル工事や、あらゆる工事での完全実施ということを明記させていただいております。

また、17ページ目、次のページでございますけれども、8ポツ、新技術の活用ということで、一番下段に、インフラ分野のDX、デジタルトランスフォーメーションの推進ということで、ICTを活用した現場管理とか、BIM/CIMの導入、こういったことも位置づけさせていただいているものでございます。

最後になりますが、20ページ目、地域の建設業における災害対応ということでございます。

災害時における建設産業の役割ということで、御案内のとおり、建設産業の役割というのは、地域のインフラ整備、メンテナンスの担い手であると同時に、地域の経済・雇用を支えて、災害時に、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手としての大きな役割を担っていただいております。

21ページ目は、今年の台風19号の災害復旧の様子でございますけれども、22ページ目以降に、今般の令和2年7月豪雨の建設事業者における災害対応の状況を御紹介させていただいております。

22ページ目、熊本県の建設業協会さんでございます。下段中央から、主な協会活動ということで、例えば、下線を引いておりますとおり、国・県等との協定に基づいて、7支部が

被災状況調査を実施する。あるいは、その下、復旧、道路啓開等、約300社、延べ約3,000名が対応いただいているところでございます。

おめくりいただきまして、23ページ目でございます。国道、河川の関係でございますけれども、建設業界の皆様は、こういった道路啓開とか、河川の氾濫、護岸と、そういったところの被災状況調査をまず真っ先に行っていたらというところのこと。

次のページでございます。復旧工事、河川の関係でございます。球磨川の氾濫、決壊時の様子、それから、24時間体制でそういった復旧工事を行っていたらというものでございます。

続きまして、道路啓開の関係でございます。八代市の219号線の付近でございますけれども、応急仮設から道路啓開を行って復旧をしていくという現場、複数にまたがってございますけれども、それぞれの現場において、約300か所被災してございますけれども、地元の建設業者さんに道路啓開等の復旧工事を行っていただいているというものでございます。

26ページ目、河川・道路に加えまして、応急仮設の建設状況でございます。熊本県内、今、現状、時点がちょっと古うございますけれども、少なくとも5か所において応急仮設住宅の建設を地域の建設業者さんに行っていたらということで、河川・道路に加えて、こういった仮設住宅も地域の建設業が守り手として実施していただいているという取組の御紹介でございます。

最後、27ページ目を御覧ください。こうした地域の建設業者における災害対応について、いわゆる不可抗力の解釈の明確化ということで御報告をさせていただきます。

一番上の箱に書いてございますように、そういった地域建設産業の果たす役割はますます大きくなっている。その中で、特に出水期における河川工事等、工事を施工する上で一定の損害が生じるリスクを伴う場合もあります。特に、公共約款においては、発注者と受注者のいずれの責にも帰すことができないものを不可抗力としておりますけれども、予見可能性の高いリスクによって生じた損害は、不可抗力による損害に当たらないのではないかと考えられますので、不可抗力に該当しないという、その解釈について明確化をしたいと考えてございます。

一番下のほうに、米書きで、文字は小さいですけども、方向性案ということで、公共約款における不可抗力の解釈及び不可抗力条項の取扱いの明確化ということで、そうしたリスクの高い高じの途中に被災して生じた災害については、あらかじめ想定して対処すべきものもありますということで、約款30条における不可抗力の規定でございますけれども、

「天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの」とされており、すけれども、予見可能性が高く発注者において考慮すべきリスクについては、不可抗力には該当しないということに留意する必要があるという形で、そういった特にリスクが高い災害復旧工事において、復旧工事を地域の建設業者様に実行していただく中で、やむを得ずさらに災害が生じた場合には、建設業者さんに1%御負担いただくのではなくて、発注者のほうで全額を負担すると。そういった不可抗力には該当しないという解釈を明確化して、周知をしていければと考えてございます。

以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございます。

ただいまの報告について、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。どうぞ。

【宮本委員】 日本建設業連合会の宮本でございます。

まずは、このたびの災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対してお見舞いを申し上げるところでございます。

私ども日建連は、災害協定に基づいて、いろいろ御要請のあった調達物資等の供出等、様々な協力をさせていただいているところでございますけれども、今後とも、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、様々な要請に基づいて、インフラの応急復旧、必要な資機材の調達などをきちっと行って、被災された方々が一日も早く安全・安心に暮らすことができるように、今後とも全面的に協力してまいりたいと思っているところでございます。

一方で、先ほど来お話のあるように、日本の地形が大変急峻でありまして、川は急流であるために、降った水は一気に海へ流れ出すというような特殊性が、世界で見ても、これは特殊な状況にあるわけでありまして。

そういう中で、今般、やはり線状降水帯といったものが結構長い時間にわたって同じ地域にずっと居続けるというような、そういうような気象条件の変化が出てまいりました。これは多分、地球温暖化によるものと思われまますけれども、そういう状況が変わってきているということを踏まえた上で、今までの対策がどうであったかということ乗り越えて、さらにその上で条件が変わったということで、やはり全面的に防災・減災対策をもう一回見直すべき時期ではないかと思っているところであります。

ちょっと前には、もう社会インフラは全て整備し尽くされたという御発言をされた政治家の方もおられましたけれども、今、ようやくそういう御発言はなくなってきたものの、や

やはりどうしてもそういう公共投資というのは削りやすい予算ということで、大変残念ながら、そちらに話が行ってしまうところを、今申し上げたように、やはりもうこれは待ったなしの状況になってきているということをよく考えていただいて、ぜひ、答えを頂ければと思います。

幸い、今回の骨太方針の中にも、防災・減災、国土強靱化ということに対して、きちっと配慮していくんだということ盛り込んでいただいたことは、大変評価すべきことだと私どもも思っております、そういったことを含めて、今後、計画的に、ぜひ事業を進めていただくようお願いしたいと思います。

すみません、お願いでございますけれども、ありがとうございました。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

ほかにございませんようなので、ただいまの報告事項でございますが、委員から頂いた御意見については、事務局において検討の参考にしていただければと思います。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

【事務局（西山）】 ありがとうございました。

そのほか、何か国交省側も含め、ございますでしょうか。

よろしいようでしたら、以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様型におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

なお、本日の配付資料につきまして御郵送を御希望の委員の方におかれましては、テーブルの上に置いたままにしておいていただければ、事務局のほうで郵送させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

— 了 —